

事務連絡
令和5年3月6日

指定居宅介護支援事業所
管理者様

音更町保健福祉部高齢者福祉課長

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証について（通知）

日頃から本町の介護保険行政へのご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正により、厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村から指定されたケアプランを市町村に届け出ることが必要となりました。

本町においては、利用者の自立支援に資する過不足のないサービス提供となっているかを点検するために、上記の基準に基づいて居宅介護支援事業所を抽出し、当該事業所が作成するケアプランの検証を次のとおり実施いたします。

対象として抽出した居宅介護支援事業所には、別途通知を行いますので、当該通知を受けた居宅介護支援事業所につきましては、ケアプラン等の届出にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本取組は、サービスの利用制限を目的とするものではないことを申し添えます。

記

1 本町が指定するケアプランの抽出方法

令和3年10月1日以降に作成又は変更された居宅サービス計画のうち、以下の各対象要件に基づき、抽出します。

<対象要件A>

- ① 区分支給限度額の利用割合が7割以上
- ② 利用サービスの6割以上が「訪問介護」

<対象要件B>

- ① 高齢者向け住まいと関連している事業所※1
- ② 区分支給限度額基準額の利用割合が設定値以上※2
- ③ 町が定めるサービスの利用割合が設定値以上※3

※1 関連・・・隣接、近隣、同一法人、系列法人、関連があると考えられるものを含む

※2 設定値・・・該当事業所の数によって、随時、町が設定する

※3 町が定めるサービス・・・町内の点検状況によって、随時、町が設定する

※ ②、③の利用割合は、本町で決定します。

2 検証の方法等（詳細は別紙「介護給付等費用適正化事業におけるケアプラン点検の実施の流れ」のとおり）

- ① 町は、北海道国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用の上、該当する居宅介護支援事業所を抽出し、当該事業所に指定のケアプランの届出を依頼する。
- ② 居宅介護支援事業所は、「届出書」と共に当該ケアプランを届け出る。
- ③ 町は、医療等専門職等の多職種によりケアプランの内容を検証する。
- ④ ケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、町は、当該事業所に対し、ケアプランの再検討を促す。

3 提出書類

・「居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証の届出書」（音更町様式）

※ 音更町独自様式となりますので、他市町村では利用できません。また、ホームページから様式のダウンロードが可能です。

- ・アセスメント一式（フェイスシート、アセスメントシート、課題整理統括表等）の写し
- ・居宅サービス計画書（1）「第1表」の写し
- ・居宅サービス計画書（2）「第2表」の写し
- ・週間サービス計画表「第3表」の写し
- ・サービス担当者会議の要点「第4表」（照会の場合も含む）の写し
- ・居宅介護支援経過「第5表」の写し
- ・サービス利用票「第6表」の写し
- ・サービス利用票別表「第7表」の写し
- ・訪問介護計画書（訪問介護事業所から提供を受けたもの）の写し
- ・その他町長が必要と認めた書類の写し

4 届出の提出期限

本町から届出を依頼する際にお示しします。

5 提出先・問合せ先

〒080-0104 河東郡音更町新通8丁目5番地

音更町保健福祉部高齢者福祉課介護保険係

TEL：0155-32-4567 FAX：0155-32-4576

○ 参考資料

・介護保険最新情報V o 1 . 1 0 0 9

令和3年9月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課・認知症施策・地域介護推進課事務連絡「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について」